

## 第4次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況に対する意見・評価

第1 損害回復・経済的支援等への取組				
要望番号	構成員	意見・評価	関連する現行施策	担当府省庁
1	假谷構成員	民事法律扶助を利用できても償還義務があり、被害者の負担は変わらない。犯罪被害者については、原則償還義務免除されたい。 また、訴訟費用についても同様。	1	法務省
2	假谷構成員	民事法律扶助制度は、原則として、弁護士費用等の立替払いであり、負担軽減とはいっても限度がある結果、刑事損害賠償命令を含め、加害者に対する賠償請求を躊躇する例が少なくない。犯罪被害者等支援弁護士制度の議論にあたっては、犯罪被害者等への負担を求めない制度設計を検討されたい。	1	法務省
3	假谷構成員	精通弁護士が被害者に預かり金を返還するのに時間がかかる。被害者事案を優先せよ。	2	法務省
4	假谷構成員	周知しているというが、損害賠償命令制度の実数が上がっておらず、利用されていない。実効的な施策を求める。テレビコマーシャル、ウェブ等も含め。	3	法務省
5	假谷構成員	刑事損害賠償命令制度は、令和5年の終局件数が282件、令和4年が281件、令和3年が344件と、横ばい又は減少している。他方、被害者参加があった終局件数は、令和5年が1051件、令和4年が1052件、令和3年が1022件であり、過失犯が除かれるとしても利用件数が少なすぎるのは、十分に広報されず、知らされていないからではないか。 (犯罪被害類型別等調査「調査結果用速報」p59には、どのような手続きをとればよいかわからなかったからが32.5%に上っている。)	3	法務省
6	假谷構成員	1. 公判記録の閲覧謄写 2. 不起訴記録の弾力的運用 (1) 医療観察事案における鑑定書を含む。説明もしてもらいたい。 (2) 平成20年12月1日の通達で、被害者参加事件でない、民事賠償以外(事件の内容を知りたい)の理由で閲覧謄写が認められない事案がある。客観的証拠だけが認められている。加害者の言い分等を知りたい。デートDV、ストーカー等被害者参加対象事案以外も閲覧謄写を求めたい。 (3) 控訴審第1回期日前に、担当検事が控訴趣意書を閲覧・謄写させてくれず、実質的な準備ができなかった事例。 3. 公判記録の閲覧謄写、被害者参加	4	法務省
7	假谷構成員	不起訴記録の開示については、客観証拠(実況見分調書等)を除き、現状ほとんど認められていない。被害者等の事件を知りたいという要請だけでなく、民事損害賠償請求のために裁判所から送付囑託がよった場合にも応じていない。起訴猶予の場合や医療観察事件のように犯罪構成要件事実該当することが明らかな事案は、もっと弾力的に開示されたい。	4	法務省
8	太田構成員	自賠責や任意保険等保険会社が保険手続において被害者に接触する場合、不適切な言動をして被害者に二次被害を与えることがあるようです。民間とはいえ、犯罪被害者への対応に当たる従業員にはきちんと被害者支援教育を行うよう、国土交通省や金融庁は民間の保険会社に指導を行うべきです。	5 6	金融庁 国土交通省
9	假谷構成員	国において、立て替え払い制度ができるまでの間、民間保険各社において、犯罪被害保険を策定されたい。	6	金融庁
10	正木構成員	作業報奨金の損害賠償充当額がここ数年変化がない状況である。	9	法務省
11	假谷構成員	加害者による賠償の実態把握が不十分である。例えば、検察官から事件終了後1年経過後に、賠償がなされているかを問い合わせるなど、実効調査を行われたい。また、地方更生委員会における聴取の際に、統計をとることも可能なはず。保護観察条件で、被害者への賠償が記載されているから、賠償をしていない場合に、仮釈放の取り消しを実施するなど。	11	警察庁 法務省
12	假谷構成員	犯罪被害類型別等調査は有用な調査であると思われるので、引き続き、質問の制度を上げつつ、実施されたい。また、調査結果を踏まえた検討を実施されたい。	11	警察庁
13	假谷構成員	言及されている報告書は、令和2年10月付け公益社団法人商事法務研究会「父母の離婚に伴う子の養育・公的機関による犯罪被害者の損害賠償請求権の履行確保に係る各国の民事法制等に関する調査研究業務報告書」でよい。 同報告書には、養育費の履行確保との関係で記載があるが、犯罪被害にかかる損害賠償及び補償について踏み込んだ実態調査研究を行われたい。	12	法務省
14	太田構成員	刑事施設に収容されている受刑者や保護観察を受けている保護観察対象者で、被害者に対し損害賠償債務を負っているにもかかわらず、作業報奨金や領置金、自己契約作業報酬や、保護観察中の就労で得た収入から被害者に損害賠償を分割で支払いをしている受刑者は、依然として極めて限られています。損害賠償債務を有する受刑者や保護観察対象者が全て損害賠償債務を履行に向けて(分割で)支払いを行うよう刑事施設や保護観察所が積極的に指導すべきである。	154 162	法務省
15	太田構成員	刑事施設に収容されている受刑者は、作業により作業報奨金を得ても、受刑者本人が申し出ない限り、報奨金の釈放前に支給を受けて被害者に送金することはできません。かといって、報奨金に対しては、釈放前においても、釈放の際にも、強制執行によりこれを差し押さえることもできません。そこで、損害賠償債務のある受刑者については、作業報奨金から、定期的に一定の額を控除して、被害者に送金する制度を法律改正により導入すべきだと考えます。	154	法務省

16	太田構成員	被害者に対し損害賠償債務を負っている受刑者については、拘禁刑の施行を見据えて、一般の刑務作業の時間を大幅に短縮し、自己契約作業に従事することができる体制を整備すべきであると考えます。刑事施設側は、自己契約作業に参加する企業を見つけるなどの援助を行うとか、生産作業のうちの提供作業を発注している企業に対しては、被害者に対し損害賠償債務を負っている受刑者について作業の一部を自己契約作業とするよう働き掛けるなど、自己契約作業の機会を積極的に設けると共に、被害者に対し損害賠償債務を負っている受刑者には、こうした自己契約作業に従事するよう積極的に働き掛けるべきです。	154	法務省
17	太田構成員	犯罪者に対し損害賠償債権を有している被害者に対しては、損害賠償債権の消滅時効の成立を防ぐため、犯罪者に損害賠償債務を承認させることにより、再提訴せずとも、時効の更新ができることを広く広報すべきです。受刑者に対し損害賠償債権を有している被害者については、受刑者に対し債務の存在を承認させることを望む場合、刑事収容施設法84条の2を根拠として、受刑者が債務承認書に署名捺印して郵便で被害者に送るように指導するか、又は被害者心情聴取及び伝達の被害者への結果報告の一環として受刑者が債務を承認した旨の報告するなどの方法により、債務の承認を援助することが望ましいと考えます。加害者が保護観察中は、更生保護法57条1項5号に基づいて、保護観察官がこうした指導をすべきであると考えます。	154 162	法務省
18	武構成員	判決から10年後、未払いの加害者に対して、再提訴するときの弁護士や費用の支援がほとんどない。被害者が未払いの加害者に対して直接、連絡を入れたり請求したりすることでトラブルが起こる。そのことで、自分を責めたり加害者の態度や言動で傷つけられている。この問題が解決しないと被害回復はなかなかできない。国が立て替え払いをして、その後、加害者から絶対に回収するというのを考えて欲しい。被害者が苦勞しながら費用もかけて加害者に請求し続けている人は、金額はまちまちではありますが、加害者が支払っている。でも、動けない被害者の場合は、ほとんどが支払われていない。被害者個人でも動く支払わせることが出来ているのだから、国は、加害者からの回収は期待できなからというのではなく、きちんと加害者から回収すること考えて欲しい。被害者自身で動いている人たちは、命を削って動いているように感じるので早急に考えて欲しい。		◎警察庁 法務省
19	假谷構成員	犯給金の早期支給・仮給付は引き続き実施されたい。	13	警察庁
20	假谷構成員	犯給制度の重傷病給付金における3日以上入院要件が厳しいので、拡充されたい。	14	警察庁
21	假谷構成員	見舞金・貸付金制度について、給付実績(件数・金額)を公表されたい。	17	警察庁
22	假谷構成員	凍結口座からの被害者回復の手続きが煩雑。難しい。	18	金融庁
23	伊藤構成員	国外犯罪被害申慰金等支給制度の運用実績(令和3～5年度)が少ないのでは。外務省(在外大使館等)と警察との連携は取れているのだろうか。	19	警察庁
24	假谷構成員	国外犯罪の犯給水準を上げることを検討するべき。支給件数が少なすぎる。	19	警察庁
25	假谷構成員	国外犯罪被害申慰金等支給制度の改定の検討は行われているか。犯給制度と比しても低額にすぎるとはいえないか。	19	警察庁
26	假谷構成員	犯罪被害者の公営住宅への入居が、目的外使用となっているが、目的に加えるべきではないか。	20	国土交通省
27	假谷構成員	犯罪被害者の公営住宅への入居に関する通知の内容の実施状況について、具体的な実態調査等を行われたい。	21	国土交通省
28	假谷構成員	犯罪被害者等への公営住宅に係る情報提供について、周知されているのか疑問がある。	24	国土交通省
29	假谷構成員	相談業務をしている方の業務量に比して、体制が足りていないと思われる。相談実績等を示されたい。	27	厚生労働省
30	假谷構成員	犯罪被害者等施策情報メールマガジンで周知しているというが、一般国民も登録すれば受信できるようにしてもらいたい。	30	警察庁
31	假谷構成員	トライアル雇用助成金の支給実績を明らかにされたい。実効的ではない場合、より実効化する施策を検討されたい。	32	厚生労働省
32	假谷構成員	1. トライアル雇用の実績のうち、犯罪被害者等の利用実績を示されたい。 2. かかる集計がないようなら今後実施されたい。	32	厚生労働省
33	假谷構成員	ハローワークできめ細やかな相談というが、具体的に何がされているのか。犯罪被害者の対応窓口や、犯罪被害者限定の職紹介等があるのか。ハローワーク等で、積極的に被害者が、被害者であると申告することは考えられない。果たして被害者のための施策を真剣に考えているのか分からない。もっと実効的な施策をとられたい。	33 34	厚生労働省
34	假谷構成員	1. 犯罪被害者等を支援するために、犯罪被害者等に特化した施策として、どのようなことが実施されているか、されていないのか。 2. ここでの施策は、犯罪被害者等の雇用の安定である。犯罪被害にあった特殊な事情によって勤務先を変更せざるを得ない者が一定数生じるが、これらの者に対し、どのような具体的施策を検討されてきたのか、基本計画の定めにかかわらず、これまで全く検討してこられなかったのか。犯罪被害にあった特殊な事情は考慮されていないのか、回答されたい。	33 34	厚生労働省
35	伊藤構成員	「求職者に対するきめ細かな就職支援の適正な実施」とあるが、実施結果と取組予定は【施策番号33】と同じ。犯罪被害に遭った者が、求職活動しやすいように、公共職業安定所においても体制を整備する必要があるのではないかと。プライバシー保護の問題はあるが、本人の了解を得るうえでも、自治体や民間支援団体との連携が必要。	34	厚生労働省

36	假谷構成員	1. 犯罪被害者等を支援するために、犯罪被害者等に特化した施策として、どのようなことが実施されているか、されていないのか。 例えば、犯罪被害者等が従前の勤務を継続したいと思っても継続できないような状況がしばしば生じる。そのような場合に、雇用主の解雇が制限され、または雇用主が解雇しなくてもよい具体的制度として、どのようなものを、これまで検討されてきたのか、基本計画の定めにかかわらず、これまで全く検討してこられなかったのか、回答されたい。 2. 特化施策であるかどうかにかかわらず、犯罪被害者等の利用実績を示されたい。かかる集計がないようなら今後実施されたい。	35	厚生労働省
37	正木構成員	休暇制度の導入率が低い。	37	厚生労働省
38	伊藤構成員	被雇用者に対する休暇制度の周知はどのように行っているのか。厚労省ウェブサイト(働き方・休み方改善ポータルサイト)は事業者対象のようなので、情報が被害にあった被雇用者にも届くようにしてほしい。	37	厚生労働省
39	假谷構成員	休暇制度の導入実績は、どの程度あるのか。導入実績が少ないとすれば、実効化させるために、どのような施策を考えるか。パンフレットやポスター等を作っても、実効性があるか疑問。助成金等を導入しないのか。就業規則のひな形に盛り込まないのか。 厚労省が案内しているのだから、公務員が手本として制度の導入を実施すべきである。	37	人事院 厚生労働省
40	假谷構成員	国内企業における犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入状況について、令和5年4月時点で1.4%にとどまっている状況であるのは、極めて残念である。第4次犯罪被害者等基本計画で実現しようとしているのは、「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入」であり、会社・組織・労働組合は、公務員の制度を参考にするケースがあることから、公務員が率先して(手本として)、当該休暇制度を導入されたい。	37	人事院
41	假谷構成員	施策番号5、7、8、9、10、12、13、14、15、18、25(90)、26(91)、27、28、31については、引き続き実施されたい。	左記	関係府省庁

## 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

要望番号	構成員	施策の進捗状況に対する意見・評価	関連する現行施策	担当府省庁
42	伊藤構成員	「PTSD対策専門研修」について、入門研修もあるとよい。自治体職員や福祉職が被害者対応するために、基礎的なことを学べる研修を提供していただけると有難い。	38	厚生労働省
43	假谷構成員	犯罪被害者等に特化し、医療機関に関する情報に犯罪被害者が情報にたどり着けるように周知されているか。各警察からも案内されるよう、周知されたい。	39	警察庁 厚生労働省
44	假谷構成員	精神医療について、自立支援医療制度が利用できることであるが、周知されていないのではないかと。医療機関からも、被害者等が申し出るまで、知らされないのが実情である。また、医療機関で利用できることを知った場合でも役所に出向いての手続きが必要になるなど、全く犯罪被害者等に優しい制度設計ではない。犯罪被害者であることの申し出があったときには、医療機関において、自動的に適用されるようにされたい。	40	厚生労働省
45	太田構成員	犯罪被害者の治療や看護に当たる医師や看護師が被害者に不適切な言動を行って二次被害を与えるケースがあります。医学部や看護学部、看護学校においても被害者支援教育を積極的に実施するようにすべきです。	41	文部科学省 厚生労働省
46	假谷構成員	被害者支援教育について、医学部だけでなく、一般的に、小中高大学生を含め、教育をされたい。	41	文部科学省
47	假谷構成員	地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供について、どれだけ実効的に利用されているのかが分かりにくい。事件発生数や頻度、具体的な対応状況が不明であり、これらの実施状況が犯罪被害への救急医療の提供にどれほど有意義があるのか分からない。	43	厚生労働省
48	假谷構成員	救急医療における精神的ケアのための体制の確保について、いかなる連携体制が現状とられており、いかなる連携が不足しているのか、今後どのような連携を予定しているのか、全く不明瞭であり、意見を述べられない。例えば、施設の設置状況を回答されても、どれだけ実効的に利用されているのかが分かりにくい。警視庁と東京三弁護士会の間で行われている紹介制度のような形で件数を可視化することはできないのか。	44	◎厚生労働省 警察庁
49	假谷構成員	自動車事故による重度後遺障害者に対する医療体制について、周知されていないのではないかと。自動車事故被害者に限定されず、通常の刑事犯に対する重度後遺障害に関しても実施されたい。	45	厚生労働省 国土交通省
50	假谷構成員	高次脳機能障害者への支援は犯罪被害者一般に利用可能なのか。周知されていないのではないかと。	46	厚生労働省
51	假谷構成員	高次脳機能障害支援普及事業は、犯罪被害者も利用可能とのことであるので、その可能性のある犯罪被害者に対し、どのような機関がつかないでいくか、引き続き検討願いたい。	46	厚生労働省
52	伊藤構成員	「家庭内暴力や児童虐待等の児童思春期における様々な精神保健に関する問題への対応」とあるが、この中に、こども自身が(家庭以外での)犯罪の被害にあったり、家族(きょうだい)が被害にあったりした場合の中長期にわたる心のケアも含めてほしい。	47	厚生労働省
53	假谷構成員	児童・思春期精神保健研修に、どの程度犯罪被害者のこどもたちへの対応を含んでいるのかが不明であるが、各地の医師が、診察した犯罪被害者の子ども達のメンタルケアが必要であると判断した際に、つなぐことのできる制度があるか。そのような仕組みがないとすれば、構築を検討されたい。	47	厚生労働省
54	假谷構成員	犯罪被害者の子どもが児童養護施設に入所していない場合(例えば、教育現場におけるアンケートや、埋もれた被害児童の発掘を含め)のケアや調査がどの程度行われているのか、行われていないとすれば今後検討されたい。	48	警察庁 こども家庭庁 文部科学省
55	太田構成員	学校における犯罪被害や性犯罪被害が後を絶ちません。こどもに対する犯罪被害防止教育を一層推進する必要があります。さらに、こどもが被害を受けた場合の学校側の対応が極めて稚拙であります。危機管理教育も含め、教員に対して犯罪被害が発生した場合の、被害児童やその保護者、他の生徒に対する対応等、適切な対応を取ることができるようにするための研修を必須とすべきであります。	53	文部科学省
56	伊藤構成員	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置人数だけでなく、被害者支援に特化した研修を実施してほしい。「犯罪被害等への対応に係る留意点等を周知」では不十分。	53	文部科学省
57	假谷構成員	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、それぞれに対応できているケースがどこまであるのか、実際のケースでは、副校長が対応しているケースがあるようである。相談体制の充実が図れているのか、検証の方法も含め、再検証が必要である。なお、ソーシャルカウンセラーやソーシャルワーカーが、被害少年の対応に適しているのか、また、すべてのスクールカウンセラーやソーシャルワーカーが被害少年の対応に精通しなければならないのかも含め、相談体制を検討されたい。	53	文部科学省
58	假谷構成員	性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供について、警察からや、一般の病院で案内するための施策を検討されたい。犯罪被害者が情報にたどり着けるように周知されているか。	57	警察庁 厚生労働省
59	假谷構成員	性犯罪被害者への対応における専門的知識・技能を備えた看護師等の活用について、警察からや、一般の病院で案内するための施策を検討されたい。犯罪被害者が情報にたどり着けるように周知されているか。実績はどうか。	58	警察庁 厚生労働省
60	假谷構成員	メールマガジンに登録してほしい。	60	警察庁
61	太田構成員	第4次計画でも、法科大学院において犯罪被害者等に対する理解の向上に努めることとされているのに、殆どの法科大学院でそうした教育が実施されていない。全国の法科大学院の学生は、将来、法曹となり、犯罪被害者だけではなく、社会的弱者や困難な状況にある者に対する支援や業務に携わることになります。そうした法科大学院の学生には、犯罪被害者の支援に関する教育を経て、「人の痛み」を感じ取る頃ができる人材としていくことが不可欠であります。そこで、各学年定員50名以上の法科大学院では、被害者学なり被害者支援に関する講義を設けること、それ以下の定員のところでも、必ず被害者支援に関するセミナーなりガイダンスを実施すること求めます。	68	文部科学省

62	假谷構成員	(1)法科大学院で犯罪被害者等に対する理解の向上のため、どのようなカリキュラムが組まれているか、把握されているか。 (2)法科大学院においては、犯罪被害者等に関わる民事・刑事等の法的実務について、被害者の権利の視点からの総合的な法実務の知識を、法曹三者が身につけるべき素養として位置づけ、正規のカリキュラムの中にこれを設定すべきである。 (理由)現状の法科大学院では、刑事関係の授業のなかで犯罪被害者に関わる手続について極短時間とりあげるにすぎない。しかも、犯罪被害者の権利という視点からの総合的な法解釈にもとづく総合てきな授業ではない。犯罪被害者の権利という視点にたった、刑事・民事の総合的な法教育授業が必要となる。かつて、静岡大学法科大学院では「犯罪被害者と法」という2単位の授業をカリキュラムにとりいれこのような授業を実施した実績がある。	68	文部科学省
63	假谷構成員	犯罪被害者が利用できる医療制度の一覧が周知されていないのではないかと。	69	◎厚生労働省 警察庁
64	太田構成員	今国会で成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」では、学校設置者等及び民間教育保育等事業者は教員や従事者による児童対象性暴力等を防止し、児童被害者を保護する責務を課されることになり、また防止のための研修を教員等に行う義務が課される予定です。こうした性犯罪被害防止のため、被害者支援に知見や経験のある学識経験者や職能団体の職員等による適切な教育、研修体制が整えられる必要があると思います。 あと、犯罪事実が確認された者に対しては、業務に従事させないなどの必要な措置を取ることとされているが、単にこどものいない部署への配置転換だけでは不十分です。再加害防止教育等、適切な研究教育を行う必要があります。		こども家庭庁
65	假谷構成員	1. 刑事裁判後の被害者通知において、判決要旨を送られたい。 2. 半年ごとの被害者通知において、わざわざ心情伝達制度を利用するまでもなく、加害者のコメントを通知したらどうか(但し、加害者のコメントは受け取りたくないと考える被害者もいると思うので、この通知が必要かを個別に希望を取る必要がある。) 3. 死刑囚の場合には、被害者通知がこないの、通知されたい。	72	法務省
66	假谷構成員	被害者等通知制度について、犯罪被害者を支援する弁護士の存在も同時に案内してもらいたい。	75	法務省
67	假谷構成員	仮釈放中の特異行動等の有無は、被害者にとっては重要な事項であり、御礼参りの可能性も踏まえると、適時・適切な方法で情報提供されることが望ましいことから、今後検討されたい。また、仮釈放中の特異動向等の情報提供をした例はどのくらいあるか(数)。	76	法務省
68	假谷構成員	保釈に関する情報提供の周知徹底が十分ではないのではないかと。特に、送検前後に、情報伝達がきちんとされているのか疑義がある。保釈の動向を気につけない被害者の方が稀であり、通知連絡することを原則としないのか。 (参考)被害者に代理人が付く前の捜査段階で、被害者に被害者等通知制度と一緒に捜査機関が希望を確認したところ、通知制度は希望があったが保釈については希望がなかったと、代理人がついてからも保釈があったことが検察官から知らされない事例があった。被害者が保釈について理解していないで希望しなかった可能性がある。保釈については基本的には被害者は知りたい情報と思われ、希望しないときは制度の説明が足りない可能性があるなどよく確認する必要があることを警察及び検察官に周知して欲しい。また、被害者に代理人が付いた際に、被害者から希望がないことを代理人に伝え、再度代理人から確認する機会を与えるようにしてほしい。通知制度と保釈について等、被害者に希望を確認する書式があるならば、代理人が付いた際に、その内容を共有して欲しい。	80	法務省
69	假谷構成員	再被害の防止に向け、関係機関・団体と連携した支援を行っているとのことであるが、連携先機関として弁護士は含まれているか。又は、連携先の機関・団体に、弁護士などが配置されているか。配置されているとすればどの程度配置されているのか、配置数は事件数に見合っているのか、明らかにしてほしい。弁護士等が配置されていないのであれば配置してほしい、不足しているということであれば不足を解消してほしい。	81	警察庁 こども家庭庁 厚生労働省
70	假谷構成員	スクールサポーターの要請数、具体的活動内容について明らかにしてほしい。スクールサポーターの活動効果について当局はどのような認識か、教えてほしい。 スクールサポーターが退職警察官であるならば、侵入不審者への対応なども可能であり、再被害防止のために有用であると思われる。全国の学校数に照らすとまだまだ限定的であり、引き続き実施されたい。	82	警察庁
71	假谷構成員	個々の検察官において、氏名・住所秘匿、付き添い、遮へいに関する意識向上は図られているが、制度上、犯罪被害者等の情報保護が不十分ではない点のみみられる。 例えば、ストーカー事件等被害者参加対象事案以外の被害者が傍聴したいときに、遮へい措置が実施できない。被害者参加対象事案を増やすことが求められるが、法改正までの当面の間は、対象外であっても、被害者保護法2条の記載の趣旨を踏まえ、被害者の傍聴が可能となる運用をされるよう、裁判所に申し入れられたい。	83	法務省
72	假谷構成員	個人情報の取り扱いのみならず、二次被害を与えないような研修を行ってほしい。	85	法務省
73	假谷構成員	DV等支援措置の実施には、半年ごとに役所へ行かなければならないか。引っ越しした場合に、引っ越し前の役所に行かなければならず、遠隔地の実家に身を寄せている場合等に、交通費と時間を要するのが、負担が大きい。あとは、引っ越し先の役所で手続できるようにするなど。	86	総務省
74	假谷構成員	DV等支援措置に係る手続について、一部に代理人出頭による方法や例外的に郵送が認められるようであるが、役所への出頭に代えてWEB会議方式での実施も柔軟に検討してもらいたい	86	総務省
75	假谷構成員	秘匿決定(民事訴訟法133条)がなされている訴訟における判決等の不動産執行に登記事務が関わるため、登記の表記についても通達により明示されているか。登記事務担当者の周知はできているのか。	87	法務省
76	假谷構成員	犯罪被害者等が実名報道を希望しない場合、原則、犯罪被害者などの氏名を発表しない運用をされたい。報道の自由も無制限の権利でなく、プライバシーとの均衡を図るべきというのが憲法上の要請である。被害者が望まないのに、被害事実、被害者実名等が報道される結果となることを承知しながら、記者発表をすることは、実名報道を行っているのと同罪であり、犯罪被害者等のプライバシーを侵害している認識をもつべきである。 また、被害者死亡事案において、遺族が事実を知る前に報道発表をすることは(重大発表等と暗に被害者が死亡したことを示すような発表を含む)、遺族の心情を著しく害する二次被害行為であるから、厳に止められたい。	89	警察庁

77	假谷構成員	広報の効果測定はしているのか。広報の効果についてどのような見解を持っているか明らかにされたい。	94	法務省
78	假谷構成員	凄惨な児童虐待事案があとをたたく、とくに近時児童が書いた学校に提出したアンケートを、保護者に開示した不適切事例も指摘、報道されているところと承知している。各学校に、関係機関との連携体制を構築するよう促しているとのことであるが、実現しているのか。	95	文部科学省
79	假谷構成員	加害者プログラムに関し、実施後はその具体的内容、効果などを随時、公表されたい。	100	内閣府
80	假谷構成員	特別改善指導の受講者が、年間530人というのは少ないのではないのか。これにより被害弁償につながった事例はどの程度あるのか。効果検証の結果は公表されているのか。	101 154	法務省
81	假谷構成員	被害者等の心情等を理解させるための各種取組としてどのようなことを実施しているか。「被害者の視点を取り入れた教育」については、単に被害者の話を聞くだけでは、効果のある受刑者と、反発をして逆効果になる受刑者もあるようである。効果検証の方法について、引き続き検討いただきたい。その上で、特別改善指導の具体的内容や効果についての具体的事例については随時公表されたい。	101	法務省
82	假谷構成員	今後の一般遵守事項としての指導が被害弁償につながることを期待する。加害者に対する指導監督の具体的内容について明らかにされたい。被害者等の安全を脅かす事例などはあったのか、あるとすれば、その数は何件くらいか、明らかにされたい。	102	法務省
83	太田構成員	以前の会議において警察庁は全国の警察においてストーカーの加害者に対する教育や処遇がどのように行われているか把握していないということでしたが、把握すべきです。ストーカーの加害者(警告又は禁止命令対象者)に対しどのような取り組みが警察でなされているかを把握したうえで、よりよい対応を模索するべきだと考えます。	103 105	警察庁
84	假谷構成員	加害者から被害者に対する賠償がされた事例はどの程度あるか。贖罪のためのプログラムが実施されているとは思えない。	104	法務省
85	假谷構成員	しよく罪指導プログラムの実施は、重大犯罪に限るとしても犯罪認知件数に比して少ないのではないのか。しよく罪指導プログラムの具体的な内容はどのようなものか。贖罪プログラム実施の効果はあるのか。贖罪プログラムの実施とその後の被害弁償件数との相関を確認されたい。	104	法務省
86	假谷構成員	ストーカー等、再被害の実態を把握しているか。ストーカーの法定刑懲役1年で短すぎ、出所してすぐに再犯することの抑止になっていない点は、法定刑を重くする方向での改正が必要ではないか。ストーカーが、探偵等を用いて、被害者情報を集めることができ、これを防止する方策を検討されたい。	105	警察庁
87	假谷構成員	10%に満たないとはいえ、ストーカー事案の再犯者が出ていることに鑑みると、より実効的な安全確保方策を早急に策定、実施すべきである。	105	警察庁
88	太田構成員	犯罪者が被害者の所在する都道府県には帰住しないよう、仮釈放前の生活環境調整において確実に帰住調整を行うようにすべきだと考えます。また、保護観察において、対象者が被害者の所在する都道府県に転居することを許可しないようにすべきです。両者の場合、やむを得ない正当な理由があって、被害者の所在する都道府県に帰住又は転居することを認める場合でも、被害者の所在する地域には接近しないような特別遵守事項を設定できるようにすべきであると考えます。		法務省
89	假谷構成員	被害者支援室の方は、被害者対応の理解が進んでいるように思われるが、各署に被害者支援室の設置はされているか。被害者支援室につなぐよう、周知はされているか。なお、交通事故に関し、警察段階での捜査が不十分、ずさんで立件に至らないなどの例があり、不満が大きいので、対応策を検討されたい。	107	警察庁
90	假谷構成員	指定犯罪被害者支援要員に対する研修等を充実されたい。	107	警察庁
91	假谷構成員	各県警本部や、各警察署から、弁護士会に対し(例えば、警視庁から東京三弁護士会に対し)、講師派遣を要請しているか。	112~114	警察庁
92	假谷構成員	交通事故以外でも、副検事の被害者に対する説明が不十分である例がある。副検事への研修は交通事故以外でも実施されたい。なお、交通事故に関し、警察段階での捜査が不十分、ずさんで立件に至らないなどの例があり、不満が大きいので、対応策を検討されたい。	115 148	警察庁 法務省
93	假谷構成員	交通事犯において、終局処分が被害者等の希望に沿わないものであることは仕方がないとしても、被害者等の心情を理解した上で、丁寧な説明がなされるよう、さらなる研修の充実を図っていただきたい。検察庁から、弁護士会に対し(例えば、東京地検から東京三弁護士会に対し)、交通事故担当副検事向けの講師派遣を要請しているか。	115	法務省
94	假谷構成員	厚生労働省から、弁護士会に対し(例えば、東京地検から東京三弁護士会に対し)、民生委員・児童委員向けの講師派遣を要請しているか。	116~120	厚生労働省
95	假谷構成員	被害児童の年少化が進んでいる。さらなる面接技術の向上に努められたい	121	警察庁 子ども家庭庁 法務省
96	假谷構成員	遮蔽措置、ビデオリンク措置について法廷設備などを一層の充実化を図っていただきたい。偏面的遮へい措置の機材(マジックミラーのようなもの)は、東京高裁管内でも極めて限られた数しか準備がないと聞いている。裁判所に対し、十分な準備を行うとともに、そのような制度を利用することも可能であることを周知されたい。	122	法務省
97	假谷構成員	施策番号38、42、50、51、54、62、63、68、74、78、79、80、81、84、87、88、90、91、93、94、96、103、106、108、110、111、114(149)、116、117、119、120、123、124については、引き続き実施されたい。	左記	関係府省庁

### 第3 刑事手続への関与拡充への取組

要望番号	構成員	施策の進捗状況に対する意見・評価	関連する現行施策	担当府省庁
98	假谷構成員	検察官によっては、「公訴事実の要旨」を書き出した書面を交付されることがあるが、損害賠償命令の申立てに必要であり、第1回公判後は裁判所での謄写も可能になるものであるから、不適切な事情が無い限り、原則起訴状の写しを交付するよう改善されたい。	129	法務省
99	假谷構成員	不起訴事案、控訴審にも対応されたい。	130	法務省
100	伊藤構成員	犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実について、「～努めた」とあるが、検察官によって対応に差が生じないようにするためには、指針なり書面化したものがあるとよいのではないか。	131 132	法務省
101	假谷構成員	公判前整理手続について、被害者参加弁護士が就いていても、検察官の方から経過について連絡してもらえないことがまみられる。連絡されたい。	132	法務省
102	假谷構成員	保釈時に被害者への問い合わせを確実に実施する方を検討されたい。保釈決定があったときに直ちに、かつ確実に被害者へ連絡される方法を検討されたい。	134	法務省
103	假谷構成員	上訴の可否について、被害者の意向が必ずしも聴取されていないように感じられる。確実に聴取される方を検討されたい。	135	法務省
104	假谷構成員	検察官から少年事件被害者への説明が十分にされているとは思えない。確実に実施されるよう検討されたい。	136	法務省
105	假谷構成員	検察官から少年事件被害者への説明が十分にされているとは思えない。確実に実施されるよう検討されたい。 傍聴件数の数が少ない理由は何か。	137	法務省
106	假谷構成員	引き続き実施されたい。パンフレットを交付する際に弁護士制度も案内してもらいたい。	139～141	警察庁 法務省
107	假谷構成員	警察段階で、加害者情報を被害者に伝達するよう求めても断られる例が散見されるので、改善されたい。	145	警察庁
108	假谷構成員	特に不起訴となる事案についてはなぜ不起訴になってしまうのかを丁寧に説明して被害者が納得できるようにしていただきたい。	146	法務省
109	假谷構成員	死亡事案であれば、重大悪質な交通事故事件に含まれるのか。死亡案件で、適切な捜査がされていない例も散見される。	147	警察庁
110	假谷構成員	不起訴記録が客観的なものには限られておらず、その後の民事裁判等で大きな支障を生じている。不起訴処分に関する十分な説明と不起訴処分を争う機会の確保を要望します。加害者の供述調書を含め、検察官の柔軟な判断により、開示の対象とされたい。	150	法務省
111	假谷構成員	現状不起訴記録が被害者に開示される範囲が狭過ぎる。 開示の範囲の拡大について前向きに検討して欲しい。	150	法務省
112	假谷構成員	不起訴になる場合、特に医療観察等では、説明が不十分である。起訴した場合には、事前鑑定や鑑定書等が一定程度開示されることもある。不起訴の場合であっても、一定程度開示されたい。	151	法務省
113	假谷構成員	改めて被疑者が心神喪失等を理由に不起訴となる事案の場合には、検察官から被害者に対して十分な説明をして欲しい。被害者に起訴前鑑定の鑑定書を開示するか、それが難しい場合には、検察官から十分な説明が欲しい。鑑定書は責任能力の有無に関する部分に限る一部開示でもよいので検討して欲しい。	151	法務省
114	假谷構成員	希望した被害者については、受刑者との面会・信書の発受を引き続き実施されたい。	153	法務省
115	假谷構成員	社会記録、少年簿についても一定程度開示されたい。	155	法務省
116	假谷構成員	心情等聴取・伝達制度について、利用可能な被害者にもれなく案内をされたい。被害者通知に、利用案内を同封することを検討されたい。6か月に一度の被害者通知。	156	法務省
117	太田構成員	心情等聴取・伝達制度について、昨年12月から制度の運用が開始されたばかりであるが、第5次計画の検討の参考とするため、ある程度の段階で事例等について情報提供されたい。	156	法務省
118	伊藤構成員	心情等聴取・伝達制度の適切な運用に当たっては、矯正施設単独ではなく、他の機関(民間支援団体や臨床心理士、自助グループ等)とも連携して対応されたい。	156	法務省
119	伊藤構成員	矯正施設の担当者の二次受傷を防ぐ方策(スーパービジョン体制の構築)についても仕組みを作っておくべきである。	156	法務省
120	正木構成員	性被害の事案で、加害者が郷里に帰ることを条件に執行猶予になったにも関わらず、その後、保護観察所の判断で元の住所に帰住する事例があった。今後、保護観察所の適切な対応について検討されたい。	159	法務省
121	太田構成員	矯正施設からの仮釈放や少年院からの仮退院時の帰住調整に当たっては、犯罪被害者等が加害者に会うことがないよう、適切な方を検討されたい。	159 163	法務省
122	假谷構成員	今後保護観察対象者の被害弁償の実態について統計を取っていただきたい。	160	法務省
123	假谷構成員	具体的な賠償計画を立てたのは何件か。賠償計画を立てるにあたり、被害者に意向を問い合わせているか。聞かないのはおかしいのではないか。賠償計画に則って賠償がされているのか。	162	法務省
124	假谷構成員	保護観察所への出頭は被害者にとって負担である。来庁せず、オンラインでの実施について検討されたい。	163	法務省
125	假谷構成員	施策番号127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、138、142、146、149、152、157、158、161、165については、引き続き実施されたい。	左記	関係府省庁

#### 第4 支援等のための体制整備への取組

要望番号	構成員	施策の進捗状況に対する意見・評価	関連する現行施策	担当府省庁
126	伊藤構成員	性被害に対応する「ワンストップ支援センター」のワンストップと、令和6年「取りまとめ」で提案した地方公共団体における「ワンストップ・サービス体制」が混同しやすいので、整理する必要があるのではないかと。	167 168	警察庁
127	伊藤構成員	「総合的対応窓口」は、被害者支援の窓口であることが判別しにくいので、違う名称にした方がよいのではないかと。	167 168	警察庁
128	假谷構成員	犯罪被害類型別等調査では、地方公共団体の総合対策窓口は、84.4%が知らなかったと答え(p69)、83.6%が利用していない(p71)と回答している。こうした実態を踏まえ、より効果的な広報周知活動が望まれる。	167	警察庁
129	伊藤構成員	地方公共団体における専門職配置があまり進まない現状分析が必要ではないか。その分析(進まない要因)を踏まえ、例えば国や都道府県による財政措置等を検討する必要があるのではないかと。	169	警察庁
130	假谷構成員	専門職配置数が2年間で微増に留まっており、地方公共団体に対する働きかけが十分になされているとは言えないため、働きかけについて工夫をするとともに、引き続き実施されたい。	169	警察庁
131	假谷構成員	指定被害者支援要員運用総数が令和3年から令和5年にかけて増加傾向にあるものの、指定被害者支援要員数が令和3年以降増えておらず、むしろ令和5年においては令和3年における人数よりも減っている。適切な指定被害者支援要員数について検討し、不足があれば増員するための工夫を望む。	187	警察庁
132	假谷構成員	令和3年以降相談・支援制度の実施件数が減少しているため、より一層必要な情報提供等を実施されたい。	197	法務省
133	武構成員	保護司や保護観察官の中には、被害者のことは自らの仕事でないという意識を持っている人がいる。これらの人々に対する周知や研修を重ねて実施していただきたい。	198	法務省
134	假谷構成員	日弁連委託援助制度などの現行制度よりも使いやすい制度にしていきたい。 また、担い手となる弁護士確保等のために、弁護士費用の金額も現行制度以上で適切なものとしていただきたい。 現状の日弁連委託援助制度は、概ね3～4時間程度の業務処理量を想定していると思われるが、事案によっては、特に報道機関対応の場合には、通知を送付する報道機関だけで何十社にも及び、想定外の5倍近くの業務を要する事案も存する。業務量に比して適正な金額が算定されるよう求める。	209	法務省
135	武構成員	もっと教育関係の人たちに理解をしてもらうように動いてもらいたい。残された兄弟の支援がまだまだされていないように思う。兄弟は、学校に通っていることが多い。以前、学校の先生から、気になったが、どう関わったらいいのか分からなかったと聞いたことがある。何もなかったから、犯罪被害者のことを知っていて理解していたら行動しやすいと思う。そして、先生自身が困った時、相談窓口も見つけやすいと思う。学校にスクールカウンセラー等を派遣することもあると思うが、こどもが、そこに足を運ぶにはハードルが高いように思う。専門のカウンセラーに関わるにしても、日常生活でいつも関わっている先生、養護教諭等が時間をかけて話を聞いた後に必要であればカウンセラー等に繋げてほしい。	211	文部科学省
136	假谷構成員	問題があった事例の情報提供が行われていない場合、問題事例の共有により施策の実施が改善されると考えられるので、問題事例の情報提供も行うべきである。	217	警察庁
137	伊藤構成員	自助グループについて、その紹介にとどまらず、一定の活動内容の基準を満たす団体に対してはその運営や財政面での支援を検討してもよいのではないかと。自治体に働きかけるのも1つである。	224	警察庁
138	前田構成員	犯罪被害者等が受けたメンタルヘルスに関する支援や治療について、被害者等を受け入れた医療機関に対して調査を行い、実態の把握をするべきである。	231	厚生労働省
139	假谷構成員	施策番号166、168、170、171、173、175、179-183、186、188-196、198-208、210、213、214、216、218、223-226、228-234、239、240-243、246、248-249については、引き続き実施されたい。	左記	関係府省庁

## 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

要望番号	構成員	施策の進捗状況に対する意見・評価	関連する現行施策	担当府省庁
140	假谷構成員	第5次計画において、犯罪被害者等の人権教育においては、犯罪被害者等基本法の内容及び犯罪被害者の権利についてダイレクトに学習する機会を必ず設けていただきたい。 (理由)人はだれでも生命・身体・自由等の人権を有している。しかし、ひとたび人が犯罪による被害を受けたとき、被害者はどのような基本的権利を有しているのか、ということになると必ずしも正確な理解を有しているとは限らない。そこで、そのことを直接定めた法である犯罪被害者等基本法の内容をダイレクトに学習することを教育内容に加えていただきたい。	251 252 257	法務省 文部科学省
141	假谷構成員	都道府県、市町における関係者への広報啓発においては、都道府県議会議員、市町議会議員を対象とした独自の広報啓発の方法を計画し実施すべきである。 (理由)地方における犯罪被害者支援の強化に関する提言においては、都道府県、市町の自治体が今後極めて重要な役割を果たすこととなる。そのときに、職員だけでなく、住民に責任を負っている自治体議員にも犯罪被害者に関する諸施策の実施について理解をしておいて貰う必要がある。特に、犯罪被害者支援関係の予算の審議においては普段からの議員の理解が大切である。	259	警察庁
142	假谷構成員	第5次計画において、国民への広報活動の施策主体として、地方自治体を加えること、そして地方自治体の犯罪被害者支援施策の内容と住民の利用方法などに関する広報を充実させること (理由)地方自治体が犯罪被害者支援で果たす役割は今後ますます重要となること。また、犯罪被害者が様々な支援施策の利用において直接接するのは地方自治体となる機会が増えることから、自治体が施策の実施主体として広報をし、住民に理解してもらうことが必要不可欠である。	260 269～272	警察庁
143	假谷構成員	様々な広報媒体として、産業界の協力をとりいれること。 (理由)例えば、静岡県では 運送会社が自社のトラックに犯罪被害者支援のラッピングをして運行して下さっている協力や、会社の全ての営業所に犯罪被害者支援の募金箱を置いて広報してくださっている協力などがある。これらは犯罪被害者支援センターからの協力要請によって行われているが、これを直接国から経団連など産業界への協力要請という施策にすれば、より広範に効果的に広報の機会が増えることとなる。	269	警察庁
144	假谷構成員	諸外国における犯罪被害者等施策の調査研究結果の公表においては、犯罪被害者等への補償額に関する予算、支援諸施策の実施に関する予算などを含めて公表すること。 (理由)基本法に基づく犯罪被害者等基本計画の実施においては、かならずそれに要する予算が必要不可欠である。犯罪被害者等施策推進会議における基本計画進捗状況の評価および次期基本計画の立案においても、予算の検討は必要不可欠である。このことについて、国民に広く理解してもらうことが重要である。	273	警察庁
145	假谷構成員	犯罪被害者の実名等公表においては、事前に犯罪被害者及びその家族の意向を確認し、原則として意向を尊重していただきたい。 (理由)事件直後の被害者や家族は、突然事件に巻き込まれ、しかもほとんどの場合詳しい事情はわからないままである。加害者がなぜそのような加害行為に及んだのか。犯罪行為の実態はどのようなことであったのか、ほとんどわからない。警察から簡単な説明を受ける程度である。ところが、他方犯罪行為の動機や経過などについて被疑者が供述すると、それが一方的に報道されてしまう。 そのため、事件直後の犯罪報道では被疑者供述が中心となることが多い。そういう状況のなかで、被害者の実名や特定事項が報道され、それが家族の勤務先や、子どもの学校で広く知れ渡った場合、どうなるか。 人権擁護をもっとも重視する報道機関において、そのことを理解できないはずはない。被害者や家族が落ち着きを取りもどしてから、被害者の理解を得て実名等を報道することで報道表現の自由は守られるはずである。	274	警察庁
146	和氣構成員	報道機関が被害者等への取材をする際に、被害者支援に関する理解不足のため、二次的被害を与えてしまう例がある。報道機関に対しても被害者支援に関する研修の実施を検討すべき。		警察庁

全体				
要望 番号	構成員	施策の進捗状況に対する意見・評価	関連する 現行施策	担当府省庁
147	伊藤構成員	「二次的被害」を「二次被害」に。現在、二次被害を自治体等でも用いることが一般的になっているため。		警察庁